

浜松市新型コロナウイルス感染症対策応援補助金交付要綱

(要旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症の影響長期化を見据え、継続的な感染対策に資する事業を実施した対象業種を営む中小企業者等に対し交付する浜松市新型コロナウイルス感染症対策応援補助金（以下「補助金」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象業種 統計法（平成19年法律第53号）第28条第1項の規定に基づく同法第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）に掲げる業種のうち、市長が別に定めるものをいう。
- (2) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154条）第2条第1項に規定する中小企業者及び市長が別に定める法人等をいう。
- (3) 店舗 浜松市内にある対象業種を営む施設・場所をいう。
- (4) 従業員等 店舗の経営者、従業員、その他納品業者などの店舗内における最終消費者以外の人をいう。

(補助金対象事業)

第3条 補助金の対象は、厚生労働省が示した「新しい生活様式」に対応するため、店舗で実施した、感染蔓延期から収束期において、継続的に感染対策に資する事業（次項各号に掲げるものを除く。以下「補助金対象事業」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは補助金対象事業としない。

- (1) 感染症拡大につながるおそれがある事業
- (2) 特定の政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業
- (3) 法令等又は公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
- (4) 補助金対象事業と同一の事業において、他の助成制度による財政的支援を受けた、又は受ける見込みのある事業（市長が認める場合を除く。）

(補助事業者)

第4条 補助金を受けることのできる者は、次に掲げる要件を全て満たす者（以下「補助事業者」という。）とする。

- (1) 対象業種を営む市内に本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所を有する中小企業者等
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 市民税及び県民税の納税について、特別徴収義務者である者（市長が認める者を除く。）
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること
 - ア 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - イ 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員などをいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - エ アからウまでに掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
- (5) 前号アからエに該当する者が、経営に事実上参画していないこと
- (6) 市長が、補助金交付対象事業の店舗の名称その他補助金の活用状況を取りまとめ、これを浜松市ホームページその他の方法により公表することに同意すること

（事業期間）

第5条 補助金対象事業の期間（以下「事業期間」という。）は、令和3年1月1日から同年11月30日までとする。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、補助金対象事業の実施に要する経費として、事業期間内に契約し、かつ実施した経費であって、別表1に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）とする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、予算の範囲内で前条に規定する経費の1/2以内とし、補助事業者1件当たりの補助金の額は、300千円を上限とする。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式。電磁的記録を含む。）に次に掲げる書類を添えて、市長に対し、令和3年10月7日から令和3年12月24日までに、郵送又は電子情報処理組織を利用した方法により申請しなければならない。

- (1) 法人の登記簿、開業届（所管税務署の受付印が有るもの）の写しその他申請者の業種、業態が分かる書類
- (2) 補助対象経費の支出内容が分かる書類
- (3) 補助金対象事業を実施した状況が分かる書類
- (4) 対象経費計算書・平面図（第2号様式。電磁的記録を含む。）
- (5) 補助金申請書類チェックシート（第3号様式。電磁的記録を含む。）
- (6) 支払状況報告書（第5号様式）（事業期間内にリース契約（賃貸借契約、ファイナンス・リース契約その他補助対象事業を行うために必要な物品を当該物品の所有権を取得せずに調達するための契約をいう。）を締結し、申請期間を超えて引き続きリース契約を継続して当該物品を使用する場合であって、申請期間を超えて支払うリース料を補助対象経費として申請する場合に限る。）
- (7) 前各号に規定するもののほか、市長が必要があると認める書類

（交付の決定）

第9条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、申請者に対する補助金の交付及びその額を決定する。

2 前項の規定による決定の通知は、補助金の交付を決定したときは、申請者に対し、補助金を交付することにより行うものとし、補助金の不交付を決定したときは、申請者に対し、補助金不交付決定通知書（第4号様式）による通知をもって行うものとする。

3 前項の規定による補助金の交付は、補助金交付申請書（第1号様式。電磁的記録を含む。）記載された口座に振り込むことにより行うものとする。

（立入検査等）

第10条 市長は、補助金の適正な交付のため、必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又はその職員に当該対象店舗等、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（補助金の交付決定の取り消し）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときには、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 規則第17条第1項各号に該当するとき
- (2) 補助金の申請又は補助対象事業において、不正、虚偽又はこの要綱の目的に反する行為その他不適正な行いがあったとき

- (3) 補助金の交付後に、補助金対象事業と同一の事業において、他の助成制度による財政的支援を受けたとき（市長が認める場合を除く。）
 - (4) 正当な理由がなく前条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付について不相当と認めるとき
- 2 前項の規定による補助金の交付の決定の取り消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき、又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
 - 3 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
 - 4 規則第18条の規定による返還命令書の通知は、補助金返還命令書（第6号様式）による。

（財産の管理及び処分の制限）

- 第12条 この要綱による補助金の交付を受けた補助事業者は、取得財産等について、その台帳を設け、保管状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 この要綱において、規則第19条の「市長が定める期間」とは、補助金対象事業の完了の年の翌年から起算して10年（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で耐用年数を定めるものにあつては、当該耐用年数又は10年のいずれか短い年）以内とする。
 - 3 この要綱において、規則第19条第2号で「市長が定めるもの」とは、取得価格又は効用の増加額が300千円以上のものとする。
 - 4 規則第19条に定める場合のほか、補助金の交付を受けた補助事業者は前項の取得財産等の使用を第2項に規定する期間内に中止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - 5 市長は、規則第19条の規定により、補助金の交付を受けた補助事業者が取得財産等を処分したときは、当該取得財産等に対し交付された補助金の全部又は一部を納付させることができるものとする。
 - 6 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者が第4項の規定に反して取得財産等の使用を中止したとき又は規則第19条の規定に反して取得財産等を処分したときは、規則第17条第1項第2号の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。
 - 7 第5項の規定による納付の額及び前項の規定による補助金の返還額の算定については、市長が別に定める。

(不可抗力に対する補助金対象事業の取扱い)

第13条 前条までの規定にかかわらず、天災等補助事業者の責めに帰すことができない事由により、事業期間内に補助金対象事業の完了が困難となった場合の取扱いについては市長が別に定める。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年10月7日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和3年度中に第9条第1項の規定による交付決定を受けた者のうち、補助対象経費にリース料が含まれており、この要綱の廃止の日以降も継続して支払うリース料を補助対象経費として申請するものについては、この要綱の規定は、なお効力を有する。この場合において、第8条中「令和3年10月7日から令和3年12月24日までに、」とあるのは、「支払が終了した日から30日以内の日又は当該申請する年度の末日のいずれか早い日まで」とする。

別表1 (第6条関係)

補助対象経費	備考
工事費	<ul style="list-style-type: none">・従業員等のみが使用するスペースにかかる工事費は対象外ただし、従業員等のみが使用するスペースに対策をすることで、結果として要綱第3条の規定を満たす場合を除く・訪問先の工事費は対象外
物品購入費	<ul style="list-style-type: none">・補助金対象事業を行うために必要な物品(繰り返し使用ができるものに限る。以下同じ。)の購入に要する経費・従業員等のみが使用するスペースで使用する物品の購入に要する費用は対象外ただし、従業員等のみが使用するスペースに対策をすることで、結果として要綱第3条の規定を満たす場合及び、厚生労働省等

	<p>が新型コロナウイルス対策として示した「次亜塩素酸水」を使ってモノのウイルス対策をする場合の注意事項」(以下注意事項と表記。)に示された有効塩素濃度の次亜塩素酸水を生成できる機器の購入に要する経費は、注意事項に示された条件で、申請対象店舗の利用者が使用する物を消毒するために当該申請対象店舗内に設置する場合は、この限りでない</p>
<p>リース料(賃貸借契約に基づく賃料、ファイナンス・リース契約に基づくリース料その他補助対象事業を行うために必要な物品を当該物品の所有権を取得せずに調達するために支払う対価として市長が認めたもの(物品本体及び関連付属設備の調達のための経費に限り、保守点検料、光熱水費、通信費その他維持管理経費を除く。)をいう。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金対象事業を行うために必要な物品のリース料であって、かつ契約時点で支払が確定した額 ・従業員等のみが使用するスペースで使用する物品のリース料に要する費用は対象外ただし、従業員等のみが使用するスペースに対策をすることで、結果として要綱第3条の規定を満たす場合及び、厚生労働省等が新型コロナウイルス対策として示した「次亜塩素酸水」を使ってモノのウイルス対策をする場合の注意事項」(以下注意事項と表記。)に示された有効塩素濃度の次亜塩素酸水を生成できる機器の購入に要する経費は、注意事項に示された条件で、申請対象店舗の利用者が使用する物を消毒するために当該申請対象店舗内に設置する場合は、この限りでない